

平成20年度第1回屋外広告物条例説明会 Q&A

Q1:野立広告物の後退規制において、適用を受ける道路とはどのようなものか

A1:野立広告物の後退規制は、道路法第2条第1項に規定する道路から展望できる広告物を対象にしています。ここでいう道路とは、①高速自動車国道 ②一般国道 ③都道府県道 ④市町村道をいいます。

Q2:イルミネーションは屋外広告物に該当するのか

A2:「一定の概念、イメージを伝えること」を目的としているものは屋外広告物に該当しますが、単なる電飾であれば屋外広告物に該当しないものと考えます。

ただし、キャラクターや商標を表示したものや集客を目的としたイルミネーションは、屋外広告物に該当するものと考えます。

Q3:サーチライトは屋外広告物に該当するのか

A3:サーチライトのように単に光を発するものは屋外広告物に該当しないものと考えます。

ただし、サーチライトによって生じる光害を防止するため、他の法令(山梨県生活環境の保全に関する条例第51条)によって使用が禁止されています。

なお、「野立広告物の相互間の30m規制について、無許可の看板がある場合、新規申請の看板は規制をうけるのか」という質問に関しては、1月末に予定している屋外広告物担当者会議において検討した後、ホームページに掲載します。